

「就学前教育・保育」及び 「地域子ども・子育て支援事業」の 量の見込みについて

平成26年3月28日

橋本市 健康福祉部 こども課

「はしぼう」



橋本市マスコットキャラクター

量の見込みの基本的な考え方

子ども・子育て支援法 第61条(市町村子ども・子育て支援事業計画)

◆市町村子ども・子育て支援事業計画において定める事項(量の見込み関係)

- ①教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

内閣府より平成26年1月20日「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」(ニーズ調査票の『必須項目』を元に具体的な量の見込みを算出するための手引き)が示された。

※国の手引きは、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すもの

今後のスケジュール(予定)

平成26年	4月中頃	市町村の「量の見込み」を県に報告 ※報告は暫定数値
	4月末～	「量の見込み」の検討(次回子ども・子育て会議)
	5月初	県⇒国へ報告、国より公定価格骨格の提示
		市町村における「確保方策」の検討
	9月末	「確保方策」の中間的とりまとめ

全国共通で「量の見込み」を算出する項目

(1) 教育・保育関係(4区分)

種別	対象		該当する施設
教育標準時間認定	1号 (3-5歳)	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	認定こども園・幼稚園
保育認定①	2号 (3-5歳)	共働きだが幼稚園利用 のみの家庭	幼稚園
保育認定②		共働き家庭等	認定こども園・保育所
保育認定③	3号 (0-2歳)	共働き家庭等	認定こども園・保育所 地域型保育

(2) 地域子ども・子育て支援事業関係(7事業)

- ◆時間外保育事業◆放課後児童健全育成事業
- ◆子育て短期支援事業◆地域子育て支援拠点事業
- ◆一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり・その他)
- ◆子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- ◆病児・病後児保育事業

※13事業中ニーズ調査結果を活用して算出する事業は7事業。

就学前教育・保育の量の見込みの考え方

《子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)より》

量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。
具体的には、教育・保育の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準を参考として、次に掲げる区分ごとに、それぞれ次に掲げる必要利用定員総数を定める。

- 区分…(1) 1号(3-5歳 教育標準時間認定)
(2) 2号(3-5歳 保育認定)
(3) 3号(0歳、1-2歳 保育認定)

《量の見込みの参酌標準》

事項	内容
1号 (3-5歳・教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前子どもの数から、2号(3-5歳保育認定)の数を除いた数を基本として、保護者の利用希望等を勘案して、計画期間内における必要利用定員総数を設定
2号 (3-5歳・保育認定) 及び3号 (0-2歳・保育認定)	認定区分ごとに、現在の保育の利用状況(認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保育の定期的な利用を含む。)を基本として、保護者の利用希望等を勘案して、計画期間内における必要利用定員総数を設定

アンケート結果からの具体的算出方法

1. 家庭類型の分類

《家庭類型の種類》

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間: 月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間: 月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間: 双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間: いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
タイプF	無業×無業

《クロス集計によるタイプBからFの設定》

母親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
父親			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD	
	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF	

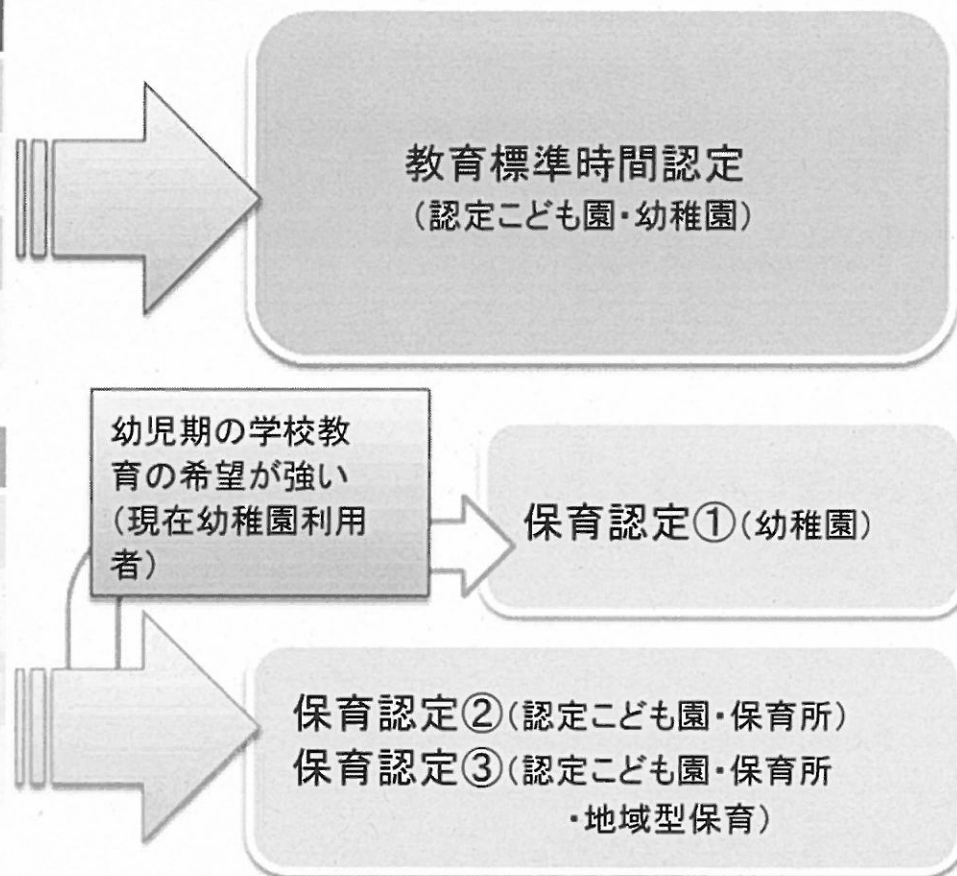
《家庭類型と認定区分の関係》

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプC'	フルタイム×パート(短)
タイプD	専業主婦(夫)家庭
タイプE'	パート×パート(いずれか短)
タイプF	無業×無業

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パート(長)
タイプE	パート×パート(双方が長)

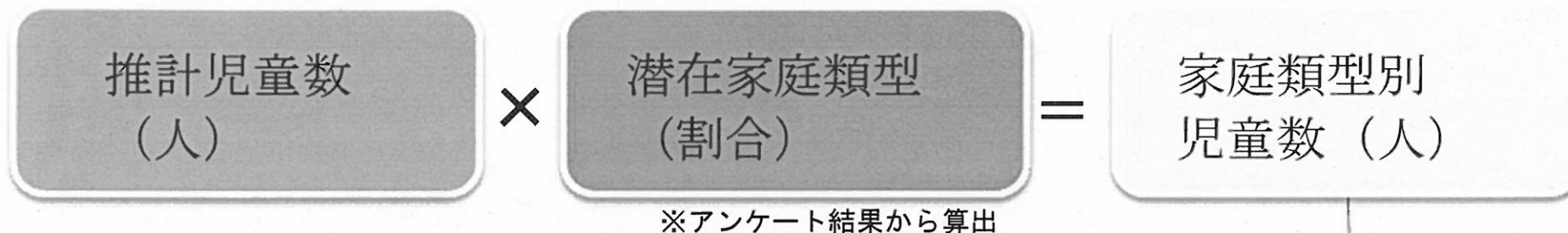
※下限時間＝各自治体における保育の必要性の認定の
下限時間(月48～64時間の間で市町村が定める時間)

※パートタイム(長)・・・就労時間が「月120時間以上」の人と「下限時間～120時間」の人の一部
※パートタイム(短)・・・就労時間が「月下限時間未満」の人と「下限時間～120時間」の人の一部

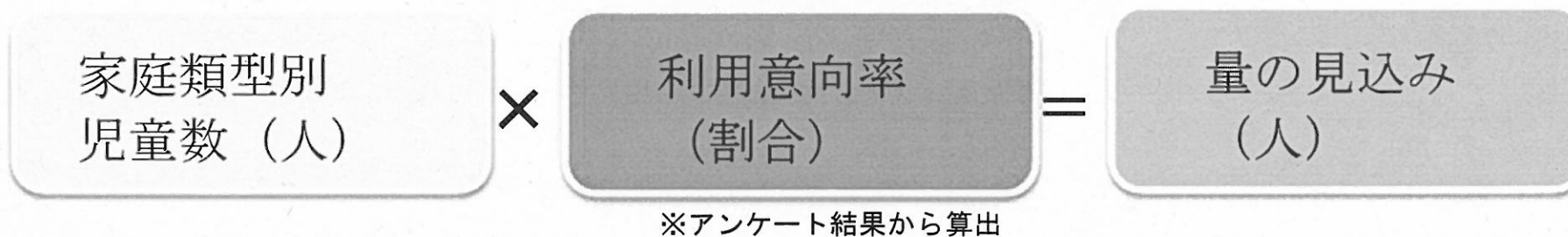


2. 教育・保育の量の見込みの標準的な算出方法(1号～3号共通)

作業①推計児童数と潜在家庭類型をクロスし家庭類型別児童数を算出



作業②家庭類型別児童数と利用意向率をクロスし量の見込みを算出



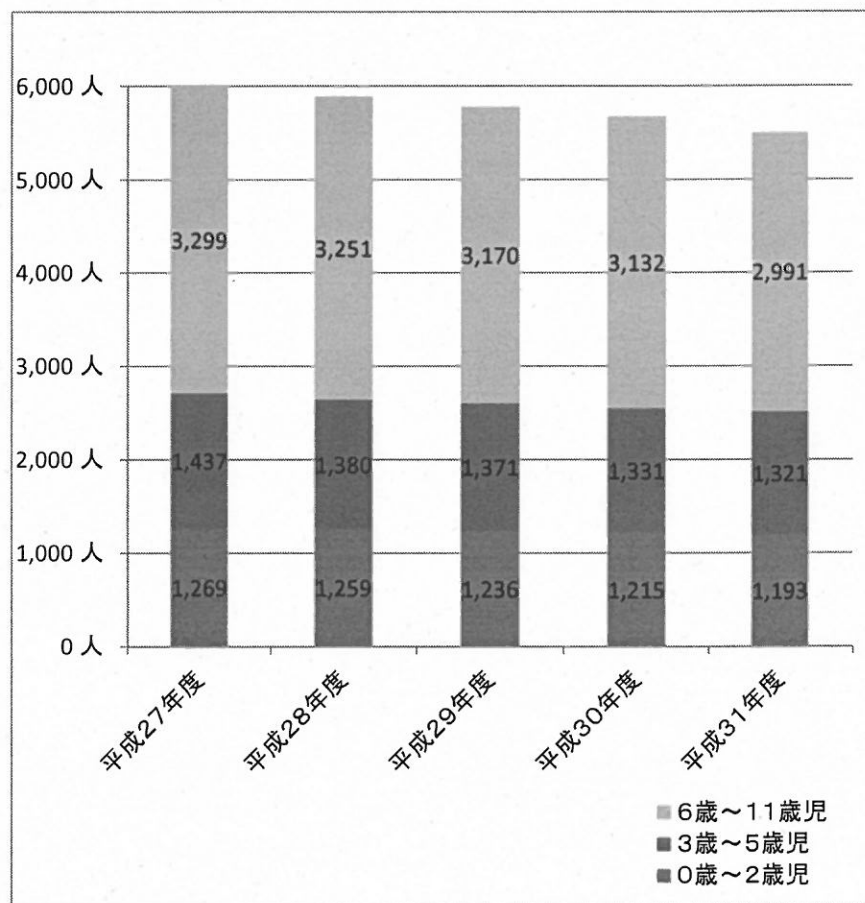
教育・保育の量の見込みの算出について(中間報告)

1 人口推計

平成 21 年から平成 25 年までの住民基本台帳人口を用い、コーホート変化率法により、平成 31 年までの 0 歳～11 歳の人口の推計を行いました。

本市の 0 歳～11 歳の人口は、減少することが予測されます。

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	408	399	395	387	378
1歳	431	421	412	408	399
2歳	430	439	429	420	416
3歳	476	437	447	436	427
4歳	460	480	441	451	440
5歳	501	463	483	444	454
6歳	527	508	470	490	450
7歳	509	532	514	475	495
8歳	595	508	531	515	475
9歳	539	600	513	536	519
10歳	563	541	602	515	538
11歳	566	562	540	601	514
0～2歳	1,269	1,259	1,236	1,215	1,193
3～5歳	1,437	1,380	1,371	1,331	1,321
0～5歳	2,706	2,639	2,607	2,546	2,514
6～11歳	3,299	3,251	3,170	3,132	2,991
合計	6,005	5,890	5,777	5,678	5,505



2 家庭類型別割合

量の見込みを算出するために、「橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」の結果より、家庭類型別割合を算出しました。

■下限時間を64時間に設定した場合

家庭類型 (父母の有無と就労状況)		合計		0歳児		1・2歳児		3～5歳児	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
タイプA	ひとり親	80	7.7%	10	3.6%	26	8.1%	44	10.1%
タイプB	フルタイム×フルタイム	267	25.8%	82	29.5%	83	25.9%	102	23.3%
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上＋ 64時間～120時間の一部)	184	17.8%	27	9.7%	48	15.0%	109	24.9%
タイプC'	フルタイム×パートタイム (64時間未満＋ 64時間～120時間の一部)	55	5.3%	6	2.2%	11	3.4%	38	8.7%
タイプD	専業主婦(夫)	440	42.5%	151	54.3%	150	46.9%	139	31.8%
タイプE	パート×パート (双方月120時間以上＋ 64時間～120時間の一部)	1	0.1%	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%
タイプE'	パート×パート (いずれかが64時間未満＋ 64時間～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業×無業	8	0.8%	2	0.7%	1	0.3%	5	1.1%
合計		1,035	100%	278	100%	320	100%	437	100%

■下限時間を48時間に設定した場合

家庭類型 (父母の有無と就労状況)		合計		0歳児		1・2歳児		3～5歳児	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
タイプA	ひとり親	80	7.7%	10	3.6%	26	8.1%	44	10.1%
タイプB	フルタイム×フルタイム	267	25.8%	82	29.5%	83	25.9%	102	23.3%
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上＋ 48時間～120時間の一部)	196	18.9%	29	10.4%	51	15.9%	116	26.5%
タイプC'	フルタイム×パートタイム (48時間未満＋ 48時間～120時間の一部)	43	4.2%	4	1.4%	8	2.5%	31	7.1%
タイプD	専業主婦(夫)	440	42.5%	151	54.3%	150	46.9%	139	31.8%
タイプE	パート×パート (双方月120時間以上＋ 48時間～120時間の一部)	1	0.1%	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%
タイプE'	パート×パート (いずれかが48時間未満＋ 48時間～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業×無業	8	0.8%	2	0.7%	1	0.3%	5	1.1%
合計		1,035	100%	278	100%	320	100%	437	100%

父母の就労意向(パートタイムからフルタイムへの転換見込み、無職の父母の1年以内の就労意向)を反映し、潜在家庭類型を算出しました。

■下限時間を64時間に設定した場合

家庭類型 (父母の有無と就労状況)		合計		0歳児		1・2歳児		3～5歳児	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
タイプA	ひとり親	80	7.7%	10	3.6%	26	8.1%	44	10.1%
タイプB	フルタイム×フルタイム	298	28.8%	92	33.1%	92	28.8%	114	26.1%
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上＋ 64時間～120時間の一部)	206	19.9%	36	12.9%	67	20.9%	103	23.6%
タイプC'	フルタイム×パートタイム (64時間未満＋ 64時間～120時間の一部)	68	6.6%	7	2.5%	14	4.4%	47	10.8%
タイプD	専業主婦(夫)	375	36.2%	132	47.5%	119	37.2%	124	28.4%
タイプE	パート×パート (双方月120時間以上＋ 64時間～120時間の一部)	1	0.1%	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%
タイプE'	パート×パート (いずれかが64時間未満＋ 64時間～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業×無業	7	0.7%	1	0.4%	1	0.3%	5	1.1%
合計		1,035	100%	278	100%	320	100%	437	100%

■下限時間を48時間に設定した場合

家庭類型 (父母の有無と就労状況)		合計		0歳児		1・2歳児		3～5歳児	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
タイプA	ひとり親	80	7.7%	10	3.6%	26	8.1%	44	10.1%
タイプB	フルタイム×フルタイム	298	28.8%	92	33.1%	92	28.8%	114	26.1%
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上＋ 48時間～120時間の一部)	206	19.9%	36	12.9%	67	20.9%	103	23.6%
タイプC'	フルタイム×パートタイム (48時間未満＋ 48時間～120時間の一部)	68	6.6%	7	2.5%	14	4.4%	47	10.8%
タイプD	専業主婦(夫)	375	36.2%	132	47.5%	119	37.2%	124	28.4%
タイプE	パート×パート (双方月120時間以上＋ 48時間～120時間の一部)	1	0.1%	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%
タイプE'	パート×パート (いずれかが48時間未満＋ 48時間～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業×無業	7	0.7%	1	0.4%	1	0.3%	5	1.1%
合計		1,035	100%	278	100%	320	100%	437	100%

潜在家庭類型で比較した場合、下限時間が64時間の場合でも48時間の場合でも同じ数値となりました。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

《子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)より》

量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

具体的には、例えば一時預かり事業の量の見込みについては、現行の一時預かり事業に加え、幼稚園における預かり保育の利用状況や利用希望を踏まえるなど、地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準を参考として、事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。

《量の見込みの参酌標準①》

一 時間外保育事業	利用希望把握調査等により把握した、小学校就学学前子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
二 放課後児童健全育成事業	小学校就学学前子どもに係る保育との連続性を重視し、利用希望把握調査等により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。 なお、学年が上がるほど利用の減少傾向があることやおおむね十歳前後までに遊びや生活面で自己管理が可能となる等自立が進むことに留意すること。
三 子育て短期支援事業	利用希望把握調査等により把握した、保護者の疾病や仕事等のやむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった期間の実績に基づき、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

《量の見込みの参酌標準②》

事項	内容
四 乳児家庭全戸訪問事業	出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
五 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	児童福祉法第六条の三第五項に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに同条第八項に規定する要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
六 地域子育て支援拠点事業	利用希望把握調査等により把握した、地域子育て支援拠点事業の希望利用日数等に基づき、居宅より容易に移動することが可能な範囲で利用できるよう配慮しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
八 一時預かり事業	利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数(幼稚園の預かり保育を利用した日数(幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。))を含む。)の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

《量の見込みの参酌標準③》

事項	内容
九 病児保育事業	以下のいずれかの方法で設定すること。 一 法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を病児保育事業の利用可能性がある者と捉えた上で、利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。 二 利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、市町村が適切と考える区域ごとに整備されるよう、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。 ※法…子ども・子育て支援法
十 子育て援助活動支援事業	利用希望把握調査等により把握した、子どもを一時的に第三者に預けた日数(幼稚園の預かり保育を定期的にご利用した場合を除く。)の実績に基づき、一時預かり事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
十一 妊婦に対して健康診査を実施する事業	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十三条第二項の規定による厚生労働大臣が定める望ましい基準及び各年度の同法第十五条に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

各事業の量の見込みの算出対象となる家庭類型

事業種別			算出の対象となる家庭類型
時間外保育事業			共働き家庭等 (タイプA・B・C・E)
放課後児童健全育成事業			
子育て短期支援事業			全家庭
地域子育て支援拠点事業			全家庭
一時預かり事業	幼稚園在園児対象	1号認定利用 (教育標準時間認定)	専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭 (タイプC'・D・E'・F)
		2号認定利用 (保育認定)	共働きであるが幼稚園利用のみの家庭 (タイプA・B・C・E)
	在園児対象型を除く		全家庭
病児保育事業			共働き家庭等 (タイプA・B・C・E)
子育て援助活動支援事業	就学前		全家庭
	就学後		全家庭

※算出方法は基本的に教育・保育の量の見込みと同じだが、利用意向の考え方が事業により異なる。

推計児童数(人)×潜在家庭類型(割合)=家庭類型別児童数(人)

家庭類型別児童数(人)×利用意向あるいは利用意向率=量の見込み

地域子ども・子育て支援事業に該当する市の事業

No	事業種別	橋本市実施事業名
1	時間外保育事業	延長保育事業
2	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ(学童保育所)事業
3	子育て短期支援事業	子育て短期支援事業(ショートステイ)
4	乳児家庭全戸訪問事業	新生児訪問事業
5	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)	橋本市要保護児童対策地域協議会
6	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)
7	一時預かり事業	一時保育事業
8	病児保育事業	病後児保育事業
9	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業
10	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査事業

※利用者支援事業については、新制度における新規事業のため、市の該当事業なし。